

患者様の権利とお願い

八幡中央病院では、「心の通い合う医療」を行うにあたり、患者さまの尊厳を重んじ、より良い信頼関係を保ち、安心した治療が提供できるよう「患者さまの権利と責務」を定めています。

■患者さまの権利

1. 適切な医療を受ける権利があります。
2. 担当医から、自ら理解できる言葉で、医療についての十分な説明を受ける権利があります。
3. 十分な情報を担当医から得たのち、納得して治療に同意するまたは治療を選択する権利があります。
4. 他の医療機関に相談する権利があります（セカンドオピニオン）。
5. 病院職員が患者個人について知り得た医療上の秘密を尊重し、守秘することを求める権利があります。
6. 社会的地位、国籍、宗教、年齢、性別、病気の種類、あるいは障害によって差別されことなく、平等な医療を受ける権利があります。
7. 常に人格が尊重され、人間として尊厳を保ち得るような医療を受ける中で、その生を全うする権利があります。
8. 医療の安全や安心の確保など自ら望む医療サービスに、病院をあげて取り組むことを要求する権利があります。

■患者さまの責務

1. 自分の健康情報を正確に提供する責務があります。
2. 説明を理解するまで問う責務があります。
3. 病院での規則に従う責務があります。